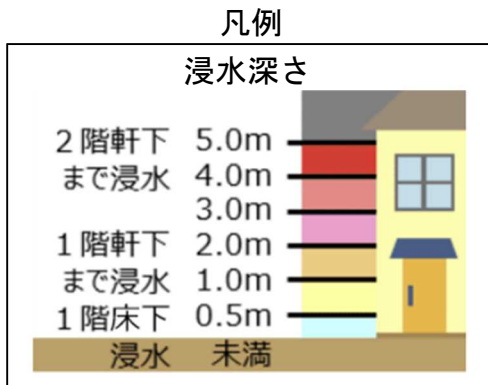
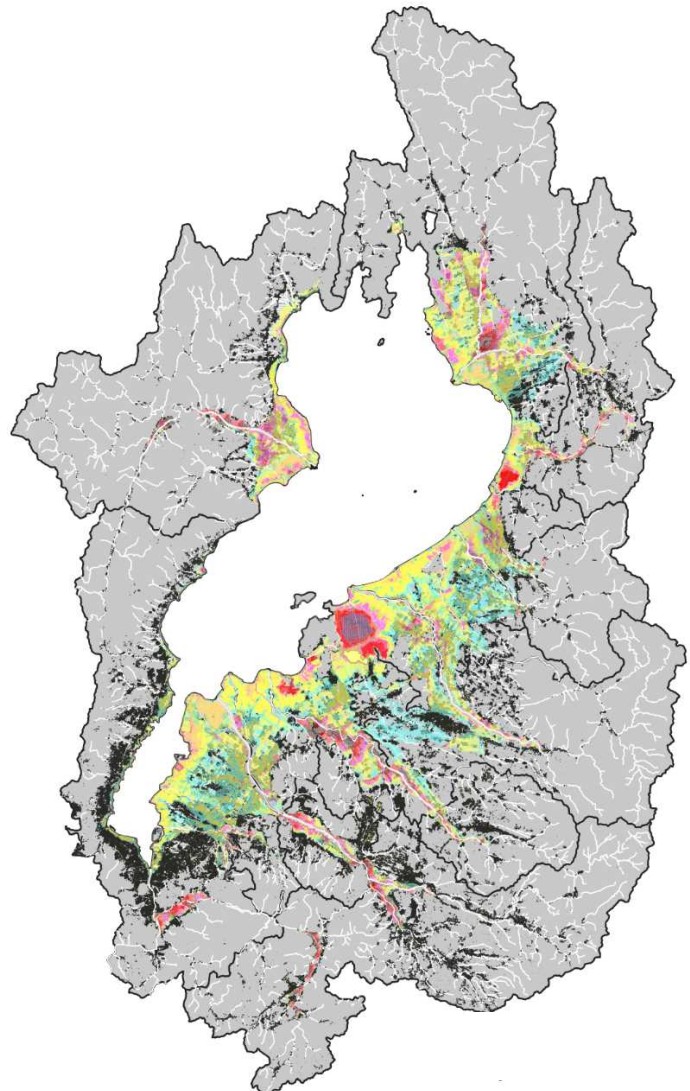


「地先の安全度マップ」と中小河川の「洪水浸水想定区域図」の公表について

1. 現在の状況

令和元年度末に更新した「地先の安全度マップ」は、「滋賀県流域治水の推進に関する条例」第8条に基づき、おおむね5年ごとに更新するものとしている。

一方、令和3年の「水防法」の改正により、水害リスク情報空白域の早急な解消を目的とし、県管理の大規模河川である15河川に加え、住宅等の防護対象のある河川（以下「中小河川」という。）約440河川についても「洪水浸水想定区域図」の作成対象となった。国土交通省からは、令和7年度までに作成するよう目標が示されている。



※図中の■は建物を表示

＜「洪水浸水想定区域図」（大規模な15河川）の重ねあわせ＞

2. 今後の方針

「地先の安全度マップ」の更新で使用する解析モデルを活用しながら、中小河川の「洪水浸水想定区域図」の作成を進め、更新する「地先の安全度マップ」と新規作成する中小河川の「洪水浸水想定区域図」を令和7年度末に公表することを目指す。

※「地先の安全度マップ」と中小河川の「洪水浸水想定区域図」を用いて、住民等に配布する「ハザードマップ」を、令和8年度末までに市町において作成することが目標となっている。

＜作業スケジュール＞

| R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | | | |
|--------|------|------|--------------|----------------|------|------|-------------|----|
| 資料収集整理 | | | 航空測量 モデル化 | モデル完成 | 解析 | 図面作成 | 市町への 見照会 | 公表 |
| 航空測量 | | | | 市町による モデル確認 | | | | |